

序 文

今日の公共職業訓練、認定事業内職業訓練両制度の骨格は、戦後10年間ほどの経済混乱期、復興期における試行錯誤の中から形成されたものである。当時、労働省の要職にあつて訓練政策の立案に携わられた諸沢蕭元職業補導課長、矢越幸穂元指導課長御両氏からこの間の関係者の努力のあとが本資料に生々しく報告されている。例えば諸沢氏の御報告では、公共職業訓練の位置づけ、総訓設立・TWI導入時の経緯が、また矢越氏の御報告では、技能者養成規程制定に至る前後の労使の態度、産業界の理解が十分得られない中で多能的熟練工養成を目標に制度化が図られたことなどが興味深く述べられている。読者は、先達から承けついで職業訓練界の遺産の重みを感じとられるはずである。

本資料集は、教科方法研究会（幹事 田中萬年研究員）でのヒヤリングの結果をもとにして講師が執筆して作成されたものである。

先に発刊した第1集と合わせて御参考にしていただければ幸いである。

昭和58年3月

基礎研究部長

泉 輝 孝

ま え が き

1. 本資料集の趣旨

本資料集は、先に昭和56年3月に刊行した『教科方法研究資料〔I〕』に続くⅡ集である。Ⅰ集の「まえがき」に述べたように、本資料集は、「教科方法研究会（委員長 長谷川淳元名古屋大学教授）」において、教科・方法に関する専門家あるいは行政の担当者をお招きし、お話を伺ってきたが、その内容は極めて示唆的な内容が多く、研究会内だけに留めておくことが惜しいと考えられるため、その報告の内容を中心に再録し、広く職業訓練関係者の教科・方法の改善あるいは開発の参考に供しようとするものである。

今日、職業訓練は、その発足以来の数十年の歴史の中で、三度目の再編成の時期にある。即ち、過去の2回とは、昭和13年頃迄の成立過程期であり、戦後の再発足過程期である。それら3回の中でも今回は、訓練対象者が極めて多様化していること及び、技術の発展速度がマイコンに代表されるように予測困難になっていることが特徴的である。このことは、訓練の教科・方法の面に於てもそれを多様な角度から捉え直すことが不可欠であることを示している。しかし、その検討に当り、如何なる視点を設定するかということは、容易なことではない。このような時に、先ず、先人の業積を学び、それを批判的に導入することが大きな一つの手続きであろう。

本資料集は、上記のような考えに基づき、印刷に付されたものである。

2. 本資料集の構成と解説

「教科・方法の研究課題」については、先

のⅠ集に歴史的概観を通して記しており、その後その課題を書き改めなければならなくなったということはないので、ここでは繰り返さないこととする。

このⅡ集の構成は、前期教科方法研究会で聴講した中より、主として戦後の職業訓練が再発足する時の、公共訓練及び企業内訓練につき、それぞれの制度、内容に関連する報告2篇をまとめたものである。即ち、諸沢蕭氏（元労働省職業補導課長、元訓大国際協力部顧問）による「総合職業補導所設立の経緯」及び、矢越幸穂氏（元労働省中央技能者養成指導官、元労働省職業訓練局指導課長、前職業訓練教材研究会理事長）による「技能者養成規程の成立過程」である。前者は、1978年1月9日に職業訓練大学校で開催した第4回研究会に報告されたものである。後者は、1978年3月23日に職業訓練大学校で開催した第6回研究会に報告されたものである。

お二方の前職からも分るように、当時の公共訓練、企業内訓練の行政に直接携わってこられた方の文献に記されていないお話を卒直に伺うことができたのは幸いであった。

なお、以下に紹介する文章は、2篇とも、研究会への報告内容を基に、報告者が全面的に改正執筆されたものであることを付記しておく。

A. 「総合職業補導所設立の経緯」について

今日の総合高等職業訓練校の母体である総合職業補導所（以下「総補」と略す）は、周知のように職業訓練法が成立する以前の昭和28年度より設立され始めたのであった。こ

の「総補」は、昭和28年度1所、29年度10所、30年度6所、31年度1所が開所し、昭和33年7月の職業訓練法制定時には34所が総合職業訓練所として労働福祉事業団に引き継がれたのであった。では、この「総補」は何故に設立されたのであろうか。この問いに対する回答がこの諸沢氏の報告である。

ところで、「総補」がそれまで全国各地で運営されていた職業補導所（昭和27年度262所）とは、如何なる点で異っていたのであろうか。その相異点で特徴的な事項を挙げると次の通りである。

1. 予算がそれまでの一般会計と異り、失業保険特別会計でまかなわれた。
2. 運営がそれまでの都道府県と異り、国が設置するが、その運営は都道府県に委託された。
3. それまでの施設が戦前の各種職業補導所、機械工養成所等を利用してきたのに対し、「総補」は新設された。
4. 職種がそれまでの建築・木工関連種目中心であったのに対し、機械工業関連種目に重点が置かれた。
5. それまでの職業補導所が失業者を対象としていたが、「総補」は“一般の人々”をも対象にできることになった。

これらのことが、その後の総合職業訓練所を新規中卒者を対象とした養成訓練の中心的な施設にしていってと言っても過言ではない。そして、昭和30年度の初めには、「総補」の「運営要領」の構想として、次のような点が検討されたのである。

1. 従来の補導所における一般補導に準ずる普通過程をおくとともに、より高度の技能者過程、技術者過程等のコースを設

け、長期にわたり専門的な知識技能を授ける。

2. 産業界内部の職業訓練に対するサービスとして特に受託補導の制度を設け、事業場より推薦された者に対し、各種の職業訓練を実施する。
3. 各地方における職業訓練関係指導員、技能者養成指導員等を集めて、技術訓練の方法について研修会を行う。
4. 夜間、休日等を利用して、斯界の権威者を講師として、講習会等を開催して、新しい産業技術、海外の職業訓練方法等を一般に紹介する。
5. 資料室を設けて、内外の職業訓練に関する参考文献、教材等を備えつけて一般にも公開する。
6. その他必要に応じ、技術相談室、作品展示室等を設置するとともに、技能者養成等にも利用せしめることにより、施設の最大限の活用を図る。

その後幾多の変遷を経て、今日の総合高等職業訓練校になったのであるが、その「総補」設立時の理念を学び、又、それを批判的に検討することは、今日の総合高等職業訓練校の再編にとって重要であると考えるのである。

B. 「技能者養成規程の成立過程」について

今日の職業訓練体系は、企業内訓練と公共訓練との区別を有していないが、このように企業・公共が一体となったのは、周知のように昭和44年の訓練法改正時であった。それ以前は、戦前では勿論のこと、戦後においても両者は別々な体系であり、職業訓練法以前は根拠法令も異っていた。

本報告は、戦後の新たな企業内訓練が、戦後直後より如何なる理念と理論で法制化され

たのか、という問いに対して回答いただいたものである。即ち、労働基準法に基づく「技能者養成規程」の成立前後の経過を中心に、当時の政策決定の背景を解説いただいたものである。

戦前の企業内訓練に目を戻すと、それは、1916（大正5）年の工場法施行令に基づく「徒弟」条項と、1939（昭和14）年の工場事業場技能者養成令による「技能者養成」の二本立てによる法体系となっていた。しかし、これらの企業内訓練に関して併存していた法体系は、戦争末期にはいずれも休止状態であったが、敗戦により後者が廃止されると同時に前者は復活し、この工場法施行令の徒弟条項を改正する方向で技能者養成規程が制定されたのであった。

この規程の制定は、従来の徒弟の種々の弊害廃除が最大の目的であった。このような規程の制定につき、GHQからの強力な指導があったことが報告の後半に出てくる。このGHQの指導が、規程の性格として労働者保護の色彩を強めることになったことを暗示するのであった。しかし、教習方法としては戦前の技能者養成令の枠を越えることができなかつた。即ち、学科の教習方法を規定しなかつたため、その企業内における教習を是認し、日本独特の企業内訓練の方法が定着することになったのである。このような企業内訓練が何故に日本において展開されたのか、今日もなお考察すべき職業訓練の、あるいは産業教育の課題の一つであると言えよう。

3. 本資料集に関する研究案内

本資料集の戦後の公共訓練・企業内訓練に特に関連する先行研究及び資料等を挙げると以下のようなものがある。2篇の報告の両者

に関連するものが多いので、報告毎に区別せずに掲げておく。

労働省『労働行政要覧』各年度版

労働省労働基準局『労働基準監督年報』各年度版。

労働省失業対策部『失業対策年鑑』各年度版。

労働省職業安定局『労働市場年報』各年度版。

労働省労働基準局『労働基準研究』不定期刊、同改題『労働基準』各月刊。

労働省職業安定局『職業安定広報』各月刊。

労働省労働基準局技能課『技能者養成のあらまし』昭和24年。

同上『改正技能者養成規程解説』昭和25年。

同上『技能者養成関係法令並に解釈例規』昭和26年。

桐原葆見『技能者養成』昭和29年、ダイヤモンド社。

村中兼松『職業訓練』昭和33年、日刊工業新聞社。

渋谷直蔵『職業訓練法の解説』昭和33年、労働法令協会。

労働省職業安定局『職業安定行政十年史』昭和34年、雇用問題研究会

竹前栄治『アメリカ対日労働対策の研究』昭和45年、日本評論社。

産業訓練白書編集委員会『産業訓練百年史』、昭和46年、日本産業訓練協会。

隅谷三喜男他『日本職業訓練発展史<戦後編>』、昭和53年、日本労働協会。

国立教育研究所『日本近代教育百年史（第10巻）』昭和48年、文唱堂。

細谷俊夫『技術教育概論』、昭和53年、

東京大学出版会。

梅根悟『世界教育史大系(第32卷)』、
昭和53年、講談社。

竹前栄治『戦後労働改革』、昭和57年、
東京大学出版会。

1983年1月

訓練教科方法研究室 田 中 萬 年
教科方法研究会幹事

調 査 研 究 資 料 第 44 号

教 科 方 法 研 究 資 料 (Ⅱ)

発 行 昭 和 58 年 3 月 30 日

発 行 者 職 業 訓 練 大 学 校

職 業 訓 練 研 究 セ ン タ ー

所 長 宗 像 元 介

〒229 神 奈 川 県 相 模 原 市 相 原 1960

電 話 (0427) 6 1 - 9 9 1 1 (代)